

○大洲市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書

大洲市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における大洲市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置、運営等に

関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洲市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア

活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（センターの開設）

第2条 甲は、大洲市内において地震、風水害等による大規模災害が発生した場合に、被災地域にお

いてボランティア活動による円滑な応急救援活動を実施する必要があると認めたときは、乙にセ

ンターの開設を要請する。

2 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、速やかにセンターを開設する。

（連携及び協力）

第3条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必

要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は大洲市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）に

設置する。ただし、総合福祉センターに設置することが困難な場合は、甲乙協議の上、別途設置場

所を決定するものとする。

（センターの業務）

第5条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) 災害ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付、コーディネート
- (4) 災害ボランティア活動に関する情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 大洲市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動として、乙に対して必要と認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

（センターの運営）

第6条 センターの運営は、乙が行う。

2 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし、乙において人員確保が

できないと判断した場合は、原則として文書により甲に対し必要な人員の派遣を要請する。

3 甲が前項に規定する要請を受けた場合は、必要な人員を派遣する。

（資機材の確保）

第7条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(救援物資の保管管理)

第8条 救援物資の受入れ及び保管は甲が実施する。ただし、ボランティア活動等に必要な救援物資

については乙に提供し、乙が管理する。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置費用等について、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 大規模な災害において、災害ボランティア活動と甲の実施する救助の調整の事務を甲が乙に委託

した場合は、当該事務に要する乙の職員の時間外勤務手当、乙が雇用する臨時職員及び非常勤職員

の賃金、並びに乙の運営する災害ボランティアセンターに派遣される職員に係る旅費、その他運営に関するかかり増し経費について、甲の負担とすることができる。

3 乙は、前2項の費用の内訳について、支出状況がわかる書類を作成し、証拠書類一式を添付して

甲に提出し、甲の承認を得るものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、支出状況がわかる書類等を添えて甲に請求

するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うもの

とする。

3 支出状況がわかる書類等に関する資料は、会計法に基づき5年間保管するものとする。

(災害補償)

第11条 センターの派遣により災害救援活動業務に従事したボランティアが、その業務により被害

を受けたときは、ボランティア活動保険により対応するものとする。

(報告)

第12条 甲は、乙に対し、センターの運営状況について報告を求めることができる。

(センターの閉設)

第13条 センターの閉設は、被災地域の自治会や関係機関等の意見を聴くとともに災害の復旧状況

を考慮し、甲及び乙が協議の上、決定する。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲及び乙いずれからも文書に

よる終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(平常時における体制整備)

第15条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必

要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良

好な関係の維持向上に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るもの

とする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(個人情報取扱い)

第16条 乙は、本協定に基づき設置するセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについて、社会福祉法人大洲市社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき、適切に管理するものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年7月28日

甲 大洲市大洲690番地の1
大洲市
市長

乙 大洲市東大洲270番地1
社会福祉法人 大洲市社会福祉協議会
会長